

偽装ラブホテル対策協議

県警と行政、連携を強化

旅館などとして許可を受けながら実質的には風営法上のラブホテルとして営業する「偽装ラブホテル」の対策について、県警と行政が16日、県警本部で会合を開き、意見交換した。

偽装ラブホテルの大半は建物の完成後、設備や内外装を変える手口で営業を継続している。規制する法律が行政と警察にまたがるため、両者の連携を強めるため昨年6月に続いて会合を開いた。

会合では、松本健二・県警生活安全部長が「今後とも連携し、営業実態の把握や業者への指導徹底などに務めていきたい」とあいさつ。県内の実態や警察の取り締まり状況のほか、検討されている風営法改正案などについて意見を交わした。

県警生活環境課によ

ると、県内で175店舗の偽装ラブホテルを確認。これまでに風営法違反容疑で6法人延べ12人を取り締まった。

(斉藤絵美)